

# 日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合 紙類貿易情報講演会 —ZOOM オンラインセミナー—

テーマ:第 1 部「EPA/FTA 概要と協力依頼の重要性」  
第 2 部「EPA/FTA を活用するための原産地証明の方法」

場所:紙パルプ会館 3 階 会議室  
日時:2020 年 12 月 8 日(火)  
時刻:13:30~15:00  
参加者:来場 5 名/オンライン 20 名



講師：住本 直也様



講師：山崎 有沙様



事務局

講演:第 1 部

テーマ:「EPA/FTA 概要と協力依頼の重要性」

講師:東京共同会計事務所  
EPA/FTA アドバイザー 通関士有資格者 住本 直也氏

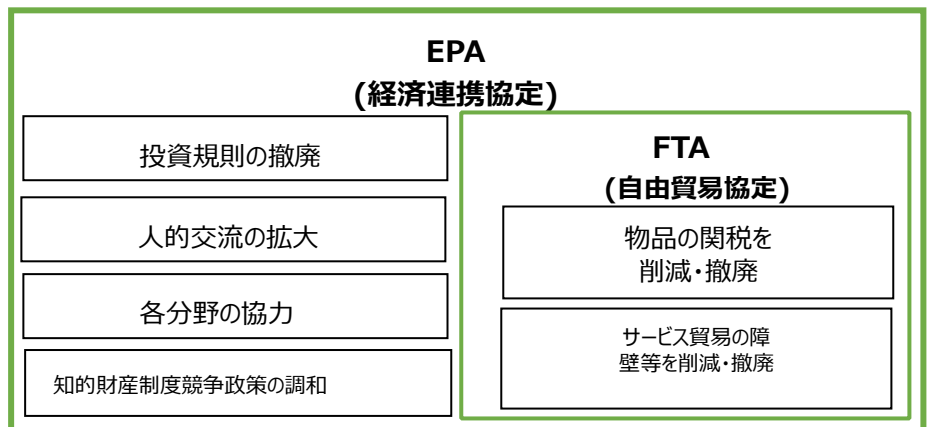
## I. EPA/FTA の概要

### EPA(経済連携協定)

投資規制の撤廃や知的財産制度の調和など幅広い分野においてルールを定めた協定

### FTA(自由貿易協定)

特定の国や地域間で物の関税、貿易制限措置やサービス貿易に関する障壁を原則として撤廃する事を目的とした協定



関税の削減・撤廃、輸入規制の撤廃、貿易の円滑化や投資の促進などのメリットがあり輸出の際のチャンスが拡大

## II. EPA 適用までの道のり

EPA 適用にあたり 3 つの条件

①品物が原産品である

- 1)完全生産品
- 2)原産材料のみから生産される製品
- 3)原産地規則を満たす製品 いずれかのカテゴリーに属する事が前提

②積送基準を満たす必要がある

- 1)直送である事
- 2)第三国経由の場合は税関管理下にあり、経由地での実質的な加工をしていない事

③証明書を輸入国税関へ提出

- 1)第三者証明制度 = 日本商工会議所が判定・承認・証明書発給
- 2)自己証明制度 = 企業側のみで対応し証明書作成までの各ステップを全て行う

### Ⅲ. 原産地証明を行う上で満たすべき条件

1. 原産性の立証を行う上で満たすべき条件 以下 3 点を全て満たすもの
  - ①日本で生産 = 日本国内で最終製造、加工がされている
  - ②原産地規則をクリア = EPA で定めた原産のルール(原産地規則)を満たしている
  - ③根拠書類で立証 = 原産のルール(原産地規則)を満たしていることが根拠書類で証明されている
2. ルール(原産地規則)は 3 つ
  - ①CTC ルール = HS コードで判定
  - ②VA ルール = 金額で判定
  - ③SP ルール = 加工工程基準

講演: 第 2 部

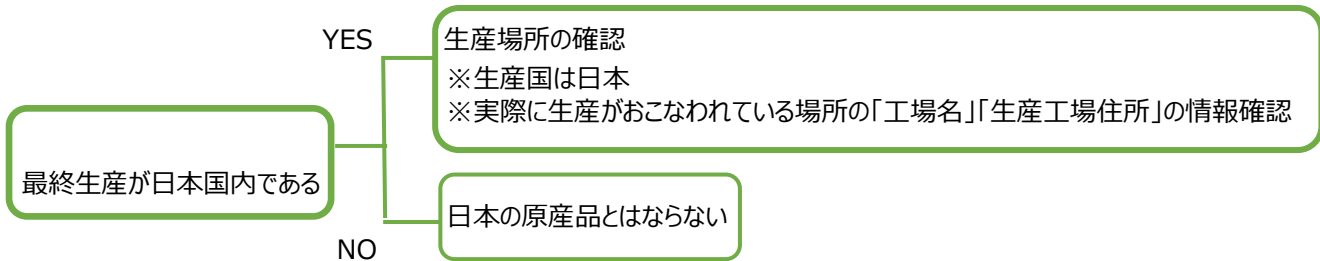
テーマ: 「EPA/FTA を活用するための原産地証明の方法」

講師: 東京共同会計事務所

EPA/FTA アドバイザー 山崎 有沙氏

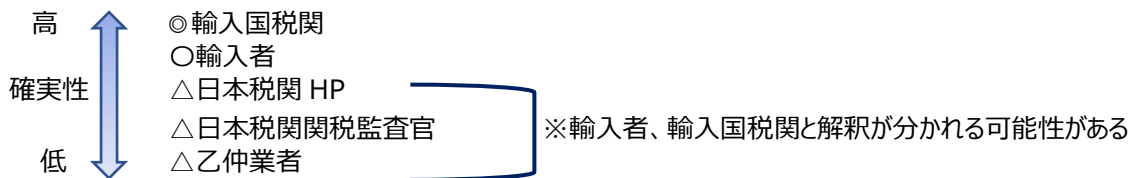
#### I. 輸出品の生産場所を確認

1. 最終生産が日本国内のもののみ日本の原産品となる → 生産場所の確認を行う



#### II. 輸出品の HS コードの特定

1. HS コード判断の際に解釈が分かれる場合は輸入国税関の判断が優先となる
2. HS コードの調べ方



※HS コードは約 5 年毎に改正あり

#### Ⅲ. 関税率の確認

1. EPA 税率と MFN 税率(一般税率)は必ず確認
  - ※MFN がゼロ%である場合は EPA 利用のメリットは無い
  - ※MFN と EPA 税率は変わる可能性がある為、定期的な確認が必要

#### Ⅳ. 輸出品の原産地規則の確認

1. 上記第 1 部「Ⅱ. EPA 適用までの道のり」の①と「Ⅲ. 原産地証明を行う上で満たすべき条件」を参照※
2. 原産品のカテゴリーは多くの協定で 3 種類だが、日インド協定は 2 種類(完全生産品と非原産材料を使用して生産される製品)
  - 1) 日インド協定における一般規則
    - ①CTC ルール = 関税分類の変更であって六桁番号の水準における号の変更がされた製品
    - ②VA ルール = 原産資格割合が 35%以上である事
3. 関税分類変更基準(CTC ルール)とは
  - 1) 日本で生産・加工する事により原産地規則で規定されている以上の HS コードの変更が生じていれば、材料の原産国に関わらず産品を原産とする考え方で HS コード変更レベルは 3 種類ある
    - ①CC = 他の類の材料からの変更(上 2 桁変更)
    - ②CTH = 他の項の材料からの変更(上 4 桁変更)
    - ③CTSH = 他の号の素材からの変更(上 6 桁変更)

## V. 原産性立証の根拠書類を作成する

1. CTC ルールの場合には対比表を作成する
2. VA ルールの場合には計算ワークシートを作成する

## VI. 原産品判定依頼、発給申請

1. 原産地証明制度の種類は 2 つ
  - 1) 第三者証明制度 = 日本商工会議所で発給される原産地証明書を利用し WEB 申請を行う
    - ① 企業登録(2 年毎に更新)
    - ② 原産品判定依頼(生産者又は輸出者が行う)
    - ③ 特定原産地証明書発給申請(輸出者が行う)
  - 2) 自己証明制度 = 生産者、輸出者、輸入者が作成した原産品申告書を利用

### 質疑応答

Q: 材料費の中身について。原燃料費はどういった扱いになるか？

A: 最終製品に残らない製品生産時のエネルギー等は協定条文上の間接材料に該当する場合、原産材料扱いとなるため付加価値としてカウントされることになる。実際に間接材料に該当するかは申請側の判断。

Q: 日本メーカーのインドとの取引の状況はどうか？ 対インドは諦めてしまっていると思う。

A: 原産地規則である 35% をギリギリでクリアしている所もある。しかしインド以外は CTC ルール 又は VA ルール なのに対して、インドは CTC ルール と VA ルール の 2 つの基準を満たしていないといけない為ハードルは高い。

### 講師コメント

インドでは FTA 規則が厳格化されている。東京共同会計事務所で受託している EPA 相談デスクでも、一般に公開されている情報に基づくご案内であれば可能なので相談して欲しい。